

Z—71—E

相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「E 1～E17」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 - 50点 -

問1 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

〔設例〕

甲(日本国籍有)は、平成19年6月から令和3年5月までの間、米国に住所を有していたが、令和3年6月から東京都に住所を有している。

甲が、令和3年中に贈与により取得した財産は次のとおりである。

- 1 令和3年4月に、父から米国国債(評価額1,000万円)と東京都内に所在する土地(評価額2,000万円)の贈与を受けた。なお、父は、米国に住所を有し、当該贈与の前10年以内において日本国内に住所を有したことがない者である。
- 2 令和3年7月に、父から米国に本店が所在する会社の株式(評価額500万円)の贈与を受けた。
- 3 令和3年9月に 祖父から現金1,000万円(日本国内の金融機関の祖父名義の預金から出金されたもの)の贈与を受けた。なお、祖父は日本国内に住所を有している。

- (1) 相続税法における住所の意義について説明しなさい。
- (2) 甲の令和3年分の贈与税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問2 次の設例に基づき、以下の間に答えなさい。

〔設例〕

令和3年4月に個人A(居住者)は、自らが理事長を務める持分の定めのないB法人(国内法人)に対し事業資金として1億2千万円の贈与を行った。

同月、B法人は、当該資金を原資に長年B法人の理事を務める個人CからD土地を購入した。D土地をB法人が購入した時における時価は5,000万円、購入対価は1億円であった。この購入対価は、時価に照らして不相当に高額であり、B法人はCに対して特別の利益を与えていると認められる。

〔問〕

Aの行った事業資金の贈与に関し、どのような贈与税の課税関係が考えられるか、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という。)の納付すべき相続税額を、【資料 1】～【資料 4】に基づき、答案用紙の「1 各相続人等の相続税の課税価格の計算」及び「2 納付すべき相続税額の計算」の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の(1)～(8)に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 財産の評価に当たっては、令和 3 年 4 月 2 日現在の財産評価基本通達(令和 3 年 4 月 3 日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。)に基づき評価する。
- (2) 取引相場のない株式の 1 株当たりの金額の計算については、答案用紙の 1 (2)「相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のない P 社株式)の価額の計算」欄に記入する。

なお、取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下 2 位未満を切り捨てて計算するものとし、比準要素等の金額の計算上、1 株当たりの年配当金額及び 1 株当たりの比準価額を計算する場合は 10 銭未満を、1 株当たりの年利益金額及び 1 株当たりの純資産価額を計算する場合は 1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

また、純資産価額方式を計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は 37 % とする。

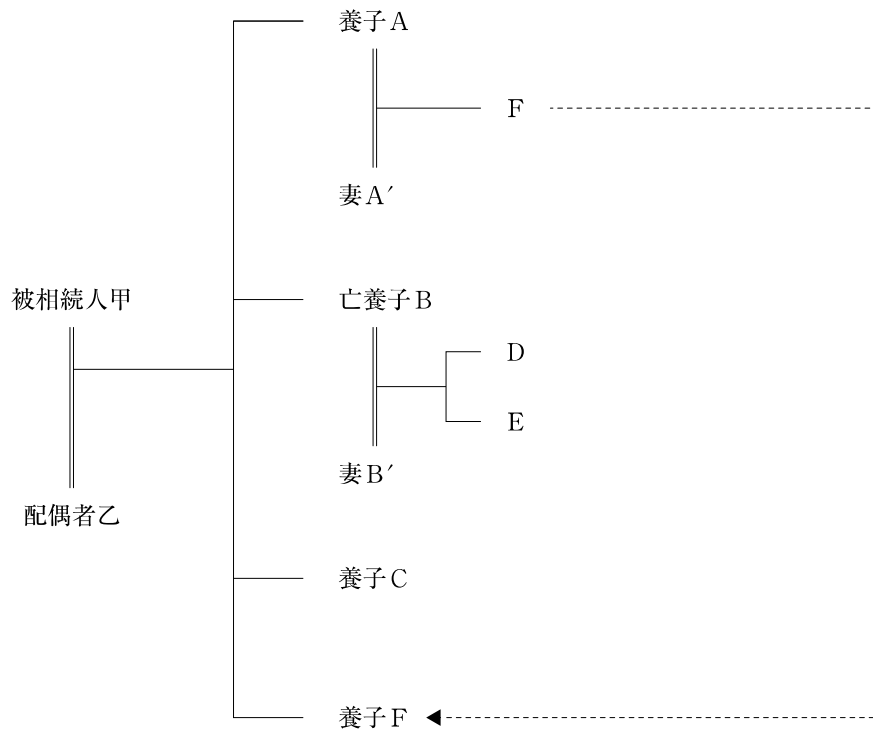
- (3) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の 1 (3)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択する。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙の 1 (1)「相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。

- (4) 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を計算する場合の税率は、預貯金等の利子等及び上場株式等の配当等は 20.315 %、上場株式等以外の配当等は 20.42 % とする。
- (5) 相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。
- (6) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (7) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数処理の調整を行わずに計算する。
- (8) 答案用紙の()の欄には必要に応じて財産の種類等を記入した上で解答すること。

【資料1】

- 1 被相続人甲は、令和3年(2021年)4月25日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注1) 被相続人甲は、昭和8年(1933年)3月24日生まれで、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。なお、生前において日本国外に住所を有していたことはない。また、配偶者乙は、昭和17年(1942年)6月22生まれである。

(注2) 相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時において全員が20歳以上である。なお、相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。

(注3) 被相続人甲と配偶者乙は、昭和36年(1961年)11月22日に婚姻した。

(注4) 養子Aは、生まれてすぐに、被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

(注5) 亡養子Bが被相続人甲及び配偶者乙と養子縁組をしたのは、平成16年(2004年)1月10日である。

(注6) 亡養子Bの子Dは平成15年(2003年)6月15日、亡養子Bの子Eは平成16年(2004年)12月6日に生まれている。

(注7) 亡養子Bは、平成29年(2017年)6月28日に死亡しているが、亡養子Bの死亡についての相続税の課税関係は生じていない。

(注8) 養子Cは、昭和46年(1971年)10月10日生まれで、一般障害者に該当する。養子Cは生まれてすぐに被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

(注9) 養子Aの子Fは、平成27年(2015年)6月に被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

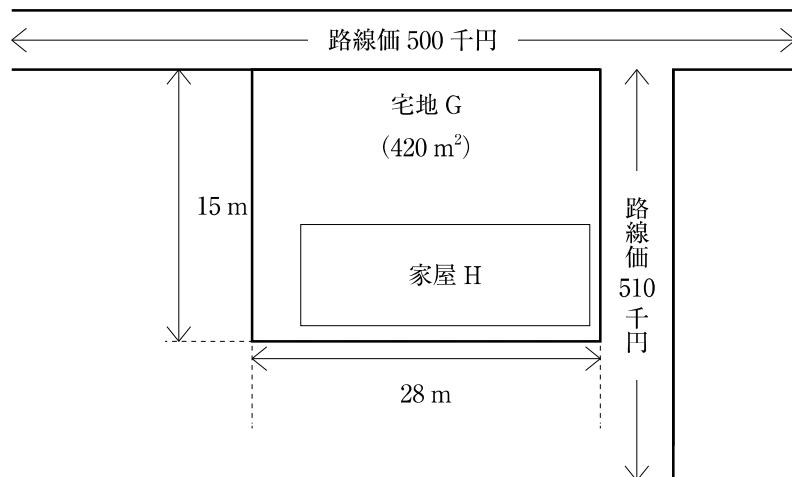
3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、すべて日本国内である。)に関して判明している事項は次の(1)~(12)のとおりである。なお、被相続人甲の遺産のうち(1)~(8)及び(11)については、甲が適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ次のとおり受遺者に遺贈されており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。(10)及び(12)については、共同相続人間で、適法に分割協議が行われた。

全ての受遺者は申告期限において、その取得した宅地及び建物(権利を含む)を所有している。なお、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在し、借地権割合は70%、借家権割合は30%である。また、被相続人甲は、不動産の貸付けを事業的規模では行っていない。

(1) 宅地G及び家屋Hは、配偶者乙と養子Cが取得する。

配偶者乙は、家屋Hに係る配偶者居住権を配偶者乙の終身に渡る期間取得し、養子Cは、これら不動産(宅地G及び家屋H)の所有権を取得する。

宅地G(420 m^2)は、路線価地域(繁華街地区)に所在し、その地形等は以下のとおりである。宅地Gは、家屋Hの敷地として使用されている。



家屋H(固定資産税評価額9,000,000円、床面積300m²、木造(平成18年(2006年)5月3日新築))は、宅地Gの上に存する2階建の建物である。

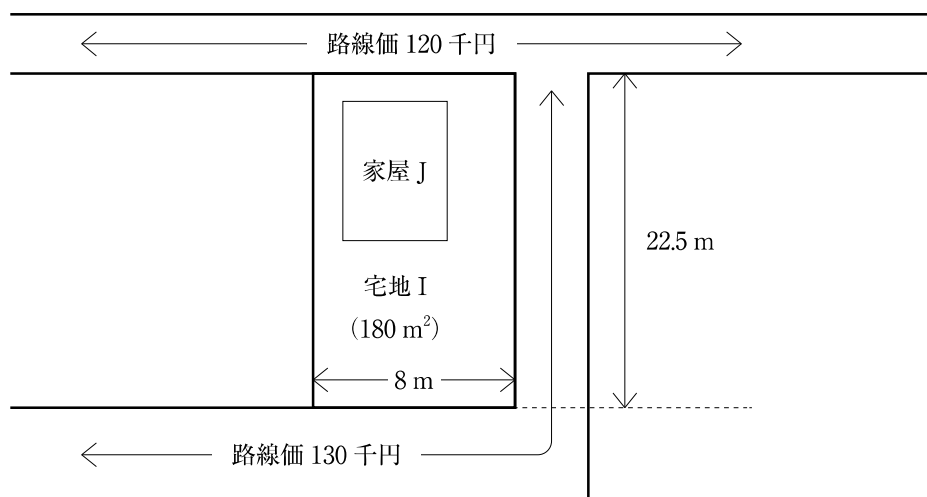
1階部分は、当初別生計親族である亡養子Bの家族の居住の用に供されていたが、令和2年5月以降、被相続人甲は後述の(8)のP社に賃貸借契約により貸付けており、P社の事業の用に供されている。なお、当該部分は、相続開始後も引き続きP社の事業の用に供されており、養子Cは、P社に対し引き続き賃貸借を継続している。

2階部分は、相続開始の直前において被相続人甲、配偶者乙及び養子Cの居住の用に供されており、配偶者乙と養子Cは、相続開始後も引き続き居住の用に供している。

なお、各階の床面積はいずれも150m²で、利用効率は各階均等である。

(2) 宅地Iは、養子Cが取得する。

宅地I(180m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。この宅地Iの全部が、後述の(3)の家屋Jの敷地として使用されている。

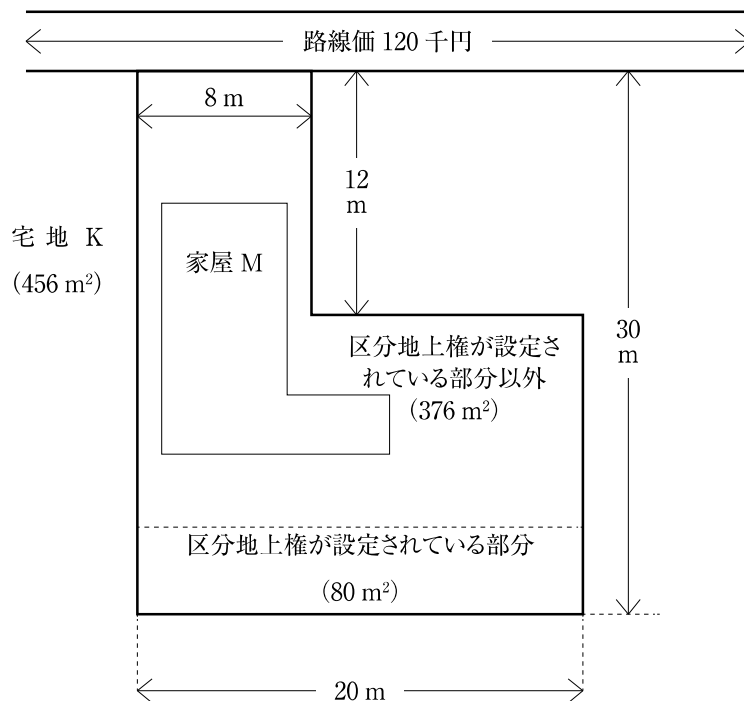


(3) 家屋 J における被相続人甲の持分は、養子 C が取得する。

家屋 J (固定資産税評価額 10,000,000 円) は、前述の(2)の宅地 I の上に存する建物である。被相続人甲と養子 C は、この宅地の上に、共有(持分は被相続人甲 2 分の 1、養子 C 2 分の 1 である。)で家屋 J を建て、これを賃貸借契約により 2 人の名義で、平成 25 年 3 月から、第三者に賃貸していた。ここから生じる不動産収入については、被相続人甲 50 %、養子 C 50 % の割合で按分し、所得税の確定申告を行っている。なお、養子 C から被相続人甲へ地代の支払いはなかった。また、養子 C は、被相続人甲の賃貸も引き継ぎ、引き続き不動産の貸付けを行っている。

(4) 宅地 K は、養子 A が取得する。

宅地 K (456 m²) は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、地積 456 m² のうち、80 m² には、L 市によって下水管理設敷を目的として区分地上権が設定されている。宅地 K の全部が、後述の(5)の家屋 M の敷地として使用されている。



(5) 家屋Mは、養子Aが取得する。

家屋M(固定資産税評価額 22,000,000 円)は、前述の(4)の宅地Kの上に存する 2 階建ての建物である。被相続人甲は、平成 31 年 2 月 10 日から家屋Mの全てを自己が営む事業の用に供していた。なお、養子Aは、相続開始時から相続税の申告期限までの間に被相続人甲の事業を引き継いだり、甲の事業を全体の 40 %に縮小し、60 %は他の事業(不動産貸付業等以外の事業である。)に転業している。養子Aは、相続税の申告期限において引き続きこの宅地を事業の用に供している。

(6) 家屋Mの附属設備Nは、養子Aが取得する。

この附属設備は、上記(5)の家屋Mと構造上一体となっている給排水設備及び電気設備であり、その調達価額は 3,400,000 円である。

(7) O社の株式 20,000 株は、Eが取得する。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。なお、O社の事業年度は 1 年である。

イ 課税時期前後の株式の最終価格

① 4 月 23 日の最終価格	845 円
② 4 月 24 日から 4 月 25 日まで	取引なし
③ 4 月 26 日の最終価格	835 円

ロ 毎日の最終価格の月平均額

① 令和 3 年 4 月の毎日の最終価格の月平均額	895 円
② 令和 3 年 4 月 1 日から 13 日までの毎日の最終価格の月平均額	960 円
③ 令和 3 年 4 月 14 日から 30 日までの毎日の最終価格の月平均額	831 円
④ 令和 3 年 3 月の毎日の最終価格の月平均額	952 円
⑤ 令和 3 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額	961 円

ハ 株式の無償交付の基準日 令和 3 年 4 月 16 日

ニ 株式の無償交付数 1 株につき 0.2 株

ホ 権利落の日 令和 3 年 4 月 14 日

ヘ 株式無償交付の効力発生日 令和 3 年 6 月 16 日

(8) P社の株式は、養子Fが24,000株、養子Cが3,000株、Eが3,000株をそれぞれ取得する。
この株式の評価をするにあたり必要な資料は、次のとおりである。

イ P社は、平成4年4月1日に設立された電気機械器具製造業を営む会社である。P社は1
年決算法人であり、決算日は3月31日である。

ロ P社の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。)は、
30,000,000円であり、発行済株式数は80,000株である(それらはすべて普通株式であり、
議決権は100株につき1個である。なお、自己株式はない)。P社の株式は「取引相場のな
い株式」(評価上の区分は、中会社に該当する。)である。

ハ P社は直前事業年度以前の繰越欠損金はない。また、特定の評価会社のいずれにも該当し
ない。

ニ 相続開始直前の株主構成は次のとおりである。

株 主	保 有 株 数
被相続人甲	30,000株
養子A	40,000株
P社の取引先(注)	5,000株
友人丙	5,000株
合 計	80,000株

(注) 「P社の取引先」は、各人とも相互に同族関係者に該当しない。

ホ 相続税の申告期限までに、養子CはP社の役員に就任しているが、それ以外の者は役員で
はない。

ヘ P社の令和3年3月31日の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

資産の部		負債の部	
相続税評価額による金額	帳簿価額による金額	相続税評価額による金額	帳簿価額による金額
348,000,000円	148,200,000円	85,680,000円	85,680,000円

なお、P社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負
債の金額は明確ではない。なお、令和3年3月31日から課税時期までの間に資産及び負債
について著しい増減はなく、評価額の計算には影響しない。

ト 類似業種の比準要素の金額は、次のとおりである。

比準要素等	日本標準産業分類による業種目	大分類 (E 製造業)	中分類 (29 電気機械器具製造業)
類似業種の株価			
令和3年4月		340 円	341 円
令和3年3月		341 円	342 円
令和3年2月		369 円	340 円
令和3年1月		326 円	321 円
令和2年平均		328 円	360 円
令和3年4月以前2年間の平均		352 円	330 円
令和3年の1株当たりの年配当金額		4.5 円	4.2 円
令和3年の1株当たりの年利益金額		29 円	31 円
令和3年の1株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)		264 円	231 円

チ P社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

① 直前期末以前1年間の年配当金額	1,850,000 円
② 直前々期末以前1年間の年配当金額	2,050,000 円
③ 直前々期の前期末以前1年間の年配当金額	2,100,000 円
④ 直前期末以前1年間の利益金額	20,500,000 円
⑤ 直前々期末以前1年間の利益金額	23,000,000 円
⑥ 直前々期の前期末以前1年間の利益金額	20,000,000 円
⑦ 直前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)	62,520,000 円
⑧ 直前々期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)	61,480,000 円
⑨ 直前々期の前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)	60,200,000 円

(注) 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。

- ⑩ 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われており、特別配当、記念配当等の非経常的な配当はない。なお、P社は本年5月27日の定時株主総会で、直前事業年度の末日を基準日とした株式の配当を見送る決議をしている。

リ Lの割合は次のとおりである。

総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数に応ずる割合	0.6
直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合	0.6

(9) 被相続人甲の遺言に従い、代表者又は管理者の定めのある人格のない社団Q会(主たる事務所は東京都にある。)に対する貸付金を免除する。

この貸付金は、元本が4,000,000円であり、課税時期における既経過利息の額は80,000円である。なお、人格のない社団Q会は、課税時期において、その回収が不可能又は著しく困難と見込まれる状況ではなかった。

(10) 家庭用財産は、配偶者乙が取得する。

家庭用財産は、時価3,090,000円である。なお、この中には、日常礼拝の用に供している仏壇600,000円が含まれている。

(11) 上記以外の被相続人甲の遺産(すべて流動資産である。)は総額118,751,875円である。このうち、現金20,000,000円については、Dと養子Fに10,000,000円ずつ遺贈する。

(12) 上記(11)の現金を除いた被相続人甲の遺産は配偶者乙が取得することとなった。

配偶者乙は、この中から、公益法人を設立するために現金1,000,000円を提供しており、また、菩提寺の本堂修理のために現金690,000円を寄附している。いずれも、申告期限までにすべての手続きを完了している。

4 被相続人甲に係る債務が3,060,000円あり、すべて配偶者乙が負担した。この中には、被相続人甲の責めに帰すべき事由により課された過年度所得税の過少申告加算税60,000円が含まれている。

5 被相続人甲の通夜及び葬式に要した費用は次のとおりである。これについては、すべて養子Aが負担し、香典1,500,000円は、すべて養子Aが受領した。

(1) 通夜及び告別式の費用	3,850,000円
(2) 香典返戻費用	600,000円
(3) 遺体運搬費用	100,000円
(4) 葬儀の際の寺院へのお布施(被相続人の職業財産に照らして相当程度と認められる。)	300,000円
(5) 仏具購入費用	500,000円

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人については、契約当初から変更された事実はない。

区 分	R生命保険契約	S生命保険契約	T生命保険契約	U生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	E	配偶者乙
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者乙	配偶者乙
保険料負担者	被相続人甲全額	被相続人甲 4/5 養子B 1/5	被相続人甲全額	被相続人甲全額
保険金受取人	配偶者乙	D	E	養子C
保険金額	25,000,000 円	年 1,000,000 円	8,000,000 円	3,500,000 円
払込済保険料	22,000,000 円	8,000,000 円	1,000,000 円	2,800,000 円

(注1) R生命保険契約については、契約者貸付金の元利合計額5,000,000円(このうち200,000円は利息である。)が生命保険金から控除され支払われた。

(注2) S生命保険契約については、年額1,000,000円で10年間支払われるものであり、定期金の支払いに代えて、一時金で給付を受けることもできる。この場合の一時金の額は、9,500,000円である。なお、10年間の場合の予定利率による複利年金現価率は9.574である。また、養子Bが死亡した際に被相続人甲は生命保険契約に関する権利の課税を受けている。この保険金について、保険金受取人は定期金で受領することを選択した。

(注3) T生命保険契約は、一定期間内に保険事故が発生しない場合には返還金等の支払がないものである。

(注4) 相続開始時において、U生命保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の金額は、2,500,000円である。

7 相続人等は、被相続人甲の生前に、次のとおり贈与を受け、贈与税の申告及び納付を済ませている。なお、受贈者のうち、相続税法 21 条の 9 の相続時精算課税選択届出書を提出した者はいない。また、次の(1)~(3)に掲げる贈与以外の贈与については考慮しない。

(1) 被相続人甲は養子 A に対し、平成 30 年 3 月 15 日に 5,000,000 円、同年 6 月 10 日に 5,000,000 円の現金(いずれも住宅取得資金に充てるため。)の贈与をしている。養子 A は、これについて、租税特別措置法 70 の 2 の住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定の適用を受けている。取得した住宅用家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等に該当しない。また、同年 12 月 10 日、被相続人甲は養子 A に、上場株式(相続開始時の価額 400,000 円、贈与時の価額 500,000 円)を贈与している。

(2) 被相続人甲は、平成 31 年 2 月 10 日に養子 A に対して、V 株式会社の株式(上場株式である。)2,000 株を贈与した。なお、被相続人甲は、この贈与するための条件として、養子 A が養子 C に対する貸付金 1,000,000 円を免除することとしており、養子 A は養子 C に対するその貸付金の全額を免除し、この株式の贈与を受けている。養子 C は、当時から現在に至るまで、資力を喪失して債務を弁済することが困難である者には当たらない。その評価に必要な資料は次のとおりである。

イ 平成 31 年 2 月 10 日の最終価格	1,892 円
ロ 平成 31 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額	1,880 円
ハ 平成 31 年 1 月の毎日の最終価格の月平均額	1,920 円
ニ 平成 30 年 12 月の毎日の最終価格の月平均額	1,860 円

(3) 被相続人甲は令和 2 年 4 月 1 日に現金 2,000,000 円、配偶者乙は同年 5 月 10 日に現金 3,500,000 円を、人格のない社団 Q 会に贈与をしている。

【資料 2】 宅地の価額を求める場合における補正率等

付表 1 奥行価格補正率(抜粋)

(1) 繁華街地区

8 m以上 10 m未満	0.97
10 m以上 12 m未満	0.99
12 m以上 28 m未満	1.00
28 m以上 32 m未満	0.98
32 m以上 36 m未満	0.96

(2) 普通住宅地区

8 m以上 10 m未満	0.97
10 m以上 24 m未満	1.00
24 m以上 28 m未満	0.97
28 m以上 32 m未満	0.95
32 m以上 36 m未満	0.93

付表 2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工業地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

付表 3 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工業地区 大工場地区	0.02

付表4 地積区分表(抜粋)

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
普通住宅地区	500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上

付表5 不整形地補正率表(抜粋)

かけ地割合 \ 地区区分 \ 地積区分	普通住宅地区		
	A	B	C
10 % 以上	0.98	0.99	0.99
15 % 〃	0.96	0.98	0.99
20 % 〃	0.94	0.97	0.98
25 % 〃	0.92	0.95	0.97
30 % 〃	0.90	0.93	0.96
35 % 〃	0.88	0.91	0.94
40 % 〃	0.85	0.88	0.92
45 % 〃	0.82	0.85	0.90
50 % 〃	0.79	0.82	0.87
55 % 〃	0.75	0.78	0.83
60 % 〃	0.70	0.73	0.78
65 % 〃	0.60	0.65	0.70

(注) 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4 「地積区分表」による。

付表6 間口狭小補正率表(抜粋)

間口距離 (メートル)	地区区分 普通住宅地区
4 未満	0.90
4 以上 6 未満	0.94
6 〃 8 〃	0.97
8 〃	1.00

付表7 奥行長大補正率表(抜粋)

奥行距離 間口距離	地区区分 普通住宅地区
2 以上 3 未満	0.98
3 〃 4 〃	0.96
4 〃 5 〃	0.94
5 〃 6 〃	0.92
6 〃	0.90

【資料3】 その他の資料

1. 区分地上権の割合 30 %
2. 建物の構造別の耐用年数(住宅用のもの)

構 造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47
れんが造、石造又はブロック造	38
金属造(骨格材の肉厚 4mm超)	34
金属造(骨格材の肉厚 3mm超～ 4mm以下)	27
金属造(骨格材の肉厚 3mm以下)	19
木造又は合成樹脂造	22
木骨モルタル造	20

3. 第22回生命表(完全生命表)に基づく平均余命 ※平成29年3月1日公表(厚生労働省)

満年齢(歳)	端数処理後の平均余命(女)
77	14
78	13
79	12
80	12
81	11
82	10

4. 複利現価表(法定利率3%)

存続年数	端数処理後の複利現価率	存続年数	複利現価率
1	0.971	11	0.722
2	0.943	12	0.701
3	0.915	13	0.681
4	0.888	14	0.661
5	0.863	15	0.642
6	0.837	16	0.623
7	0.813	17	0.605
8	0.789	18	0.587
9	0.766	19	0.570
10	0.744	20	0.554

【資料4】 速算表

1 贈与税の速算表

(1) 相続税法第21条の7の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

2 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円